

りそな年金研究所

企業年金ノート

【本 題】企業年金連合会が提供しているサービスを活用した確定給付企業年金制度の実務について P1
【コラム】確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給繰下げについて P7

企業年金連合会が提供しているサービスを活用した
確定給付企業年金制度の実務について

1. はじめに

確定給付企業年金制度（以下「DB」という。）を運営するにあたっては、加入者の記録を管理し、適切に掛金を積み立てることに関する適用事務や加入者であった方に対して給付を行う事務など、様々な実務がありますが、昨今の法改正による一時金受取りの多様化や、事務の効率化の流れにおいて、企業年金連合会が提供しているサービスを活用する場面が増えてきております。

そこで今回は、近年の法改正の内容にふれつつ、企業年金実務における企業年金連合会が提供しているサービスの活用について説明します。

2. 各種事務手続き

(1) 加入者の資格喪失時の説明義務と移換手続きについて

① 資格喪失時の説明義務

退職などの理由によりDBの加入資格を喪失した方で脱退一時金を受けることのできる方（以下「中途脱退者」という。）に対して、規約型DBであれば事業主、基金型DBであれば企業年金基金は、加入資格喪失時に「企業年金のポータビリティ」に関する説明義務があります。（DB法施行令第50条の4）

説明事項としては、DB法施行令に規定する移換申出期限のほか、DB法施行規則第89条の5第1項にて、脱退一時金の額（本人が負担した掛金がある場合は、その拠出相当額を含む）、その他移換の判断に資する必要な事項とされており、詳細は「企業年金等の通算措置に係る事務取扱準則」（平成17年7月5日企業年金国民年金課長通知）第2の1(1)にて、以下の事項が示されています。〈図表1〉

＜図表1＞「企業年金のポータビリティ」に関する説明義務について

説 明 す べ き 事 項
脱退一時金相当額の移換に関する取扱いの選択肢と選択期限
移換申出期限
脱退一時金相当額、その算定の基礎となった加入者期間
転職する場合の転職先が実施している制度に応じた選択肢
税金に関する事項
企業年金連合会が実施する「通算企業年金」の制度の概要、手数料、連絡先
国民年金基金連合会が実施する「iDeCo」の制度の概要、手数料、連絡先

（出所）確定給付企業年金法・令・規則等をもとに、りそな年金研究所作成

この説明義務に加え、中途脱退者に対して脱退一時金の受給や、他制度への移換等の選択肢を示す必要があります。ここでは選択肢の一つとして、企業年金連合会が実施する「通算企業年金」への移換手続き

について説明します。

② 企業年金連合会への移換手続き

説明義務として挙げられているもののうち、中途脱退者が企業年金連合会への移換を選択した場合の事務について説明します。

中途脱退者は、DBの脱退一時金相当額を企業年金連合会に移換することにより、将来、生涯にわたって年金として受け取ることができます。これを「通算企業年金」といいます。＜図表2＞

＜図表2＞通算企業年金の概要(2022(令和4)年5月1日以降の移換)

支給開始年齢	原則 65 歳		
予定利率	移換時年齢に応じて変動		
	移換時の年齢		予定利率
	45 歳未満		1.25%
	45 歳以上 55 歳未満		1.00%
	55 歳以上 65 歳未満		0.75%
	65 歳以上		0.25%
保証(受取)期間	受取時から 80 歳に達するまでの保証期間付終身年金		
事務費	移換時の脱退一時金相当額に対して 定額事務費(1,100 円)＋定率事務費(上限 33,000 円※) ※概ね 150 万円の移換額で上限		
その他	再就職時に他の企業年金制度等に年金原資を移換できる場合あり		

(出所)企業年金連合会「通算企業年金のすすめ」を基に、りそな年金研究所にて作成

また、移換の申出は、喪失(退職)後1年以内に、中途脱退者が、規約型DBであれば事業主、基金型DBであれば企業年金基金に対して行わなければいけません。移換の申出をうけた規約型DB事業主・企業年金基金は、「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)」＜図表3＞を作成し、企業年金連合会へ提出します。移換通知月の翌月上旬(10日前後)に「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知受理書(様式第11号)(様式第11号付表)」が企業年金連合会から返送されてきます。これに基づいて総幹事会社へ移換の指図を行なっていただくことで、移換の手続きが完了します。移換の手続きが完了した翌月には、企業年金連合会から中途脱退者に対して、「移換完了通知書」が送付されます。

＜図表3＞「中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(様式第10号)」

様式第10号

中途脱退者脱退一時金相当額移換通知書(確定給付企業年金)

公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成25年法律第63号)附則第46条第1項の規定により、下記の中途脱退者から脱退一時金相当額の企業年金連合会への移換の申出を受けましたので通知します。

西暦 年 月 日

事業主又は企業年金基金の名称及び所在地

代表者又は理事長名

企業年金連合会理事長殿

記

規約番号又は基金番号		件数	0	(※)脱退一時金相当額の算定の基礎となった期間			
基礎年金番号		氏名		性別		生(年西暦)	
住所							
算定基礎期間(※)の開始日(西暦)		算定基礎期間(※)の終了日(西暦)		資格喪失年月日(西暦)			
脱退一時金相当額	円	算定基礎期間(※)	ヶ月	本人拠出相当額		円	

(出所)企業年金連合会「確定給付企業年金用の中途脱退者等移受換事務に係る様式」を基に、りそな年金研究所にて一部加工

なお、企業年金連合会との移換手続きについては、書類の郵送による授受だけではなく、クラウド等のインターネットを介したやりとりができる仕組みとして「企業年金ネットワーク」が構築されており、データでの授受が可能となっております。企業年金ネットワークの利用方法については、企業年金連合会のホームページをご参照ください。

(2) 給付の裁定請求時における事務について

① 生年月日を証する書類の確認

DB においては、加入者であった方が退職等に伴ってDBの給付金を請求する際には、生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本等（以下「生年月日を証する書類」という。）を給付請求書に添付することとされていました。

令和2年12月28日付「国民年金基金規則等の一部を改正する省令」の公布に伴い、DB 法施行規則の一部が改正（※）され、DB の「裁定請求における生年月日を証する書類の省略」が行われました。これにより、裁定請求においては、給付の請求書に添付が必要とされている「生年月日を証する書類」について、住民基本台帳法の規定により地方公共団体情報システム機構から情報（以下「住基ネット情報」という。）を受けることにより、当該裁定に係る生年月日の確認が行われた場合にあっては、これらの書類の添付が不要となりました。

（※）本改正においては、「裁定請求における生年月日を証する書類の省略」とあわせて、遺族給付金及び未支給給付の請求における死亡者と請求者の関係を証する書類として、「法定相続情報一覧図の写し」（不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写しをいう。）を使用できるようになりました。

② 規約等変更手続きについて

この取扱いを行う場合は、以下の手続きを行う必要があります。

（1）規約（DB 規約型・基金型）および給付規程（DB 基金型）の変更。

- DB 規約型の場合、規約変更に関する労働組合又は過半数代表者の同意は不要であり、DB 基金型の場合、規約、給付規程とも、代議員会での変更の議決（出席代議員の過半数の議決）が必要です。どちらの制度の場合も、本件変更に関する地方厚生（支）局への届出は不要です。
- （2）の企業年金連合会との業務委託契約の締結を行っていない場合は、この部分の規約変更も必要となりますので、ご注意ください。

（2）企業年金連合会との業務委託契約の締結

- 住基ネット情報の利用には、企業年金連合会と業務委託契約を締結する必要があります。ただし、すでに企業年金連合会と業務委託契約を締結している場合は、再度締結する必要はございません。具体的な契約締結方法については、企業年金連合会ホームページをご参照ください。
- また、住基ネット情報の利用には、基本料金がかかります。企業年金連合会の会員は無料、非会員は年額6万円（消費税別）です。基本料金の請求は、初めて住基ネットを利用する場合は契約締結時、翌年度以降は契約更新時です。

③ 事務について

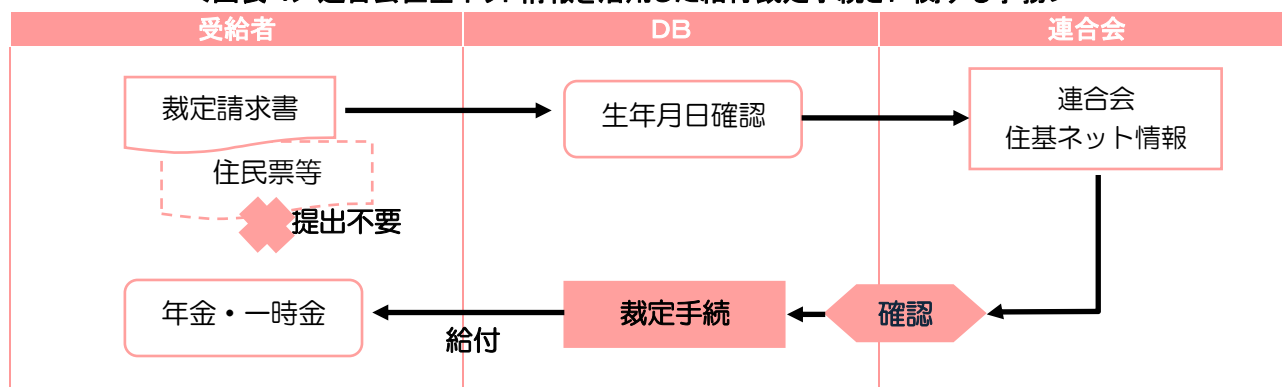
- 給付の裁定請求時において、DB が住基ネット情報の提供を受けることにより、受給権者に対して生年月日を証する書類の提出を求めなくても良いこととなりますが、住基ネット情報の利用方法については、企業年金連合会のホームページをご参照ください。
- 住基ネット情報には、3つの照会方法（仮照会、本照会、個人番号照会）がありますが、3つの照会方法のいずれの場合であっても、生年月日を証する書類の省略が可能です。
- なお、DB 法令上では、「生年月日を証する書類」を添付するにあたって、どの時点の書類を提出させるかは特段明記されておらず、各DBの裁量の範囲とはされているものの、受給権発生時点での生存を確認する趣旨を鑑みますと、住基ネット情報についても給付の裁定請求後に確認を行うことが望ましいとされております。
- もちろん従来とおり、給付の裁定請求時に「生年月日を証する書類」の提出を求める取扱いも可能です。

④ 情報収集等業務(住基ネット情報提供)に係る情報提供の早期化について

- ・住基ネット情報提供については、従来毎月1回締切の翌月提供でしたが、この提供サイクルが見直され2021（令和3）年12月分より、毎月15日締切の当月末頃提供と月末最終営業日締切の翌月10日頃提供に早期化されております。
- ・さらに「企業年金ネットワーク」を利用した場合、それぞれ提供日が3～5日程度早期化されております。これは前述「裁定請求における生年月日を証する書類の省略」を受けての措置となります。
- ・現在の提供サイクルであれば、受給権者から給付金の裁定請求書のみ受付後、DB で住基ネット情報を取得し、当該裁定に係る生年月日の確認を行う手続きでも早期の給付手続きは可能ですし、受給権者が裁定請求のために「生年月日を証する書類」の取得手続きを行う必要もなく、スムーズな裁定請求が実現するものと考えます。

上記内容を事務フローとして整理したものが、以下＜図表4＞となります。

＜図表 4＞連合会住基ネット情報を活用した給付裁定手続きに関する事務フロー



（出所）確定給付企業年金法・令・規則等を基に、リそな年金研究所作成

（3）受給権者が死亡された際の失権手続きについて

① 失権手続きを行える手段の追加

2022（令和4）年5月18日付厚生労働省事務連絡「企業年金連合会からの照会事項についての回答」にて、住基ネット死亡情報および日本年金機構の保有する年金個人情報（死亡喪失情報）に基づく失権処理について、以下の回答が示されました。＜図表5＞

＜図表 5＞住民基本台帳ネットワークの死亡情報及び日本年金機構の保有する年金個人情報（死亡失権情報）に基づく失権処理について

Q	A
確定給付企業年金、厚生年金基金及び企業年金連合会における年金給付の受給権は、確定給付企業年金法第40条等において、「受給権者が死亡したときは消滅する」と規定されていることから、住民基本台帳ネットワークの死亡情報又は日本年金機構の保有する年金個人情報（死亡失権情報）の提供を受けた際には、遺族からの死亡届の提出がない場合であっても、これに基づいて失権処理を行っても差し支えないでしょうか。	住民基本台帳ネットワークの死亡情報等に基づいて、各企業年金等、企業年金連合会の責任と判断のもと、失権処理を行うことは差し支えない。 ただし、確定給付企業年金法第99条等において、戸籍法上の死亡の届出義務者に対して、事業主等又は企業年金連合会への届出の義務を課しているため、失権処理を行ったとしても届出の勧奨は引き続き行う必要がある。

（出所）令和4年5月18日付厚生労働省事務連絡「企業年金連合会からの照会事項についての回答」を基に、リそな年金研究所編集

この回答が示されたことによって、DB として失権手続きを行える手段は追加されたと言えます。それでは、具体的な事務について説明します。

② 事務について

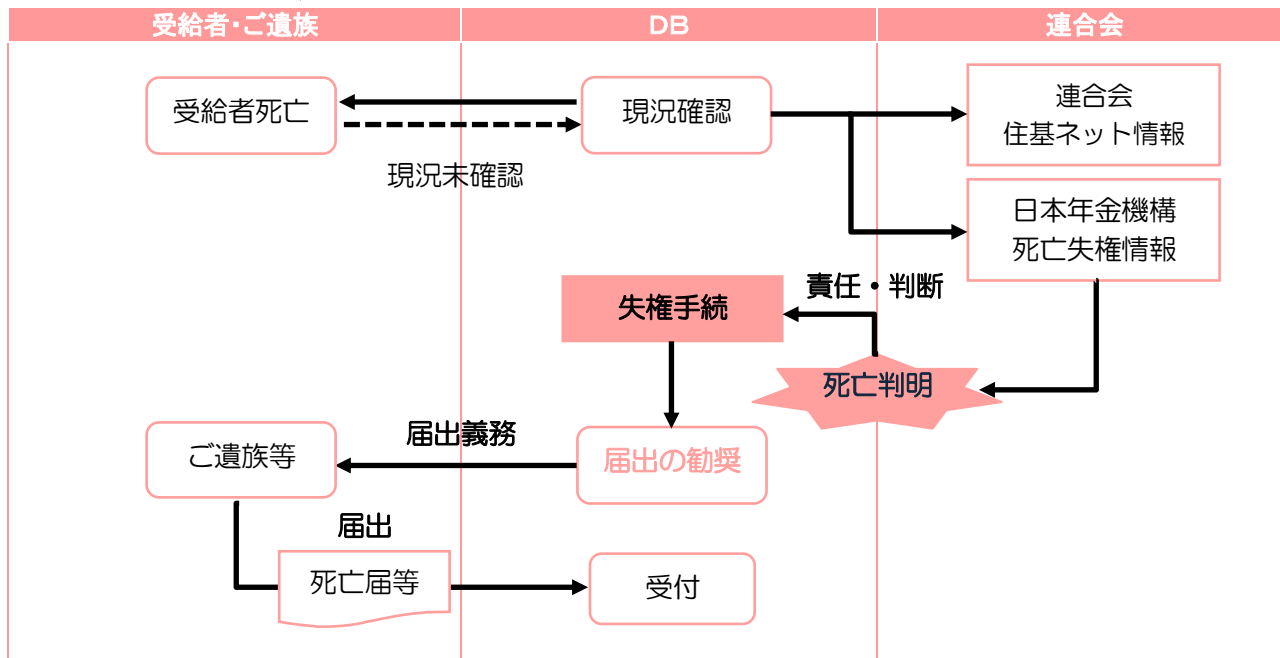
- ・死亡の事実が判明している場合であっても、遺族から死亡届の提出がなければ失権の手続きが行えないということで、遺族の所在等がつかめず、失権手続きができないような事例はあるものと思います。今回の事務連絡により、住基ネット情報や日本年金機構の死亡失権情報により死亡の確認ができた場合、DB の責任と判断で失権処理を進めることは差し支えないとされたため、企業年金連合会を経由して住

基ネット情報の提供を受けて、失権の手続きを進める手段を取り得ることが可能となります。

- ・他にも住基ネット情報を活用することにより、ハガキ等で現況確認を行わずに、随時生存確認を実施することも可能となりますので、本人死亡後の長期にわたる年金の過払いを防止する観点からも有効な手段となります。

上記内容を事務フローとして整理したものが、以下＜図表6＞となります。

＜図表 6＞ 受給権者が死亡された際の失権手続きに関する事務フロー



(出所) 確定給付企業年金法・令・規則等を基に、りそな年金研究所作成

(4) 公的年金の法改正と支給停止情報について

令和2年6月5日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律（令和2年法律第40号）」（以下「年金制度改正法」と言います。）が公布されました。厚生年金基金からの給付を引き継いだDB制度においては、年金制度改正法の影響を受ける可能性があります。今回は、多岐に亘る改正項目のうち、今後DB実務に影響を与える可能性がある以下の内容について抜粋して案内いたします。

① 在職中の年金受給の在り方の見直し

(ア) 在職時定時改定の導入

【従来】

- ・老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に年金額の改定をしている。（いわゆる退職改定）

【2022（令和4）年4月施行】

- ・65歳以上の者については、在職中であっても年金額の改定を定時（毎年1回）に行う。

(イ) 60歳～64歳の在職老齢年金制度（低在老）の見直し

【従来】

- ・賃金と年金（厚生年金の定額部分も含む）の合計額が28万円を上回る場合は、賃金2に対し年金を1停止する。

【2022（令和4）年4月施行】

- ・賃金と年金（基礎年金は対象外）の合計額が、現役世代の平均月収相当47万円を上回る場合は、賃金2に対し年金を1停止する仕組みとする。（高在老と同じ仕組み・基準とする）

② 受給開始時期の選択肢の拡大

(ア) 公的年金の繰下げ受給の上限年齢を75歳へ引上げ（現行70歳）

【従来】

- ・ 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が 60 歳から 70 歳の間で自由に選択可能。

【2022（令和 4）年 4 月施行】

- ・ 繰下げ受給の上限年齢を 75 歳に引上げる。
⇒ 年金の受給開始時期は 60 歳から 75 歳の間で選択可能
- ・ 新制度下の繰上げ減額率、繰下げ増額率の設定の考え方は、従来と同様に、選択された受給開始時期にかかわらず数理的に年金財政上中立を基本として設定する。
⇒ 繰上げ受給：1 月当たり 0.4%減額（従来は 0.5%減額）
繰下げ受給：1 月当たり 0.7%増額（従来と同じ）
・・・5 年待機分で 42%増額、10 年待機分で 84%増額

（イ）70 歳以降に年金を請求する場合の 5 年前時点での繰下げ制度の導入

【従来】

- ・ 70 歳以降になってから年金を請求し、かつ請求時点における繰下げ受給をしない場合、繰下げ増額のない本来額の年金が受給権発生時から支給されることとなるが、その際一部が時効消滅する。（5 年以上前の給付分）

【2023（令和 5）年 4 月施行】

- ・ 70 歳以降 80 歳未満の間に請求し、かつ請求時点における繰下げ受給をしない場合、5 年前に繰下げ申出があったものとして年金額を算定する。

③ 事務について

- ・ 厚生年金基金から引き継いだ給付について、年金制度改正法を反映する場合は、企業年金連合会から提供される支給停止情報を活用することが一般的です。
- ・ 企業年金連合会から提供される支給停止情報について、①（ア）（イ）②（ア）については、2022（令和 4）年 11 月より提供が開始され、②（イ）については、2023（令和 5）年 5 月より提供が開始されております。詳細については、企業年金連合会ホームページをご参照ください。

3. おわりに

企業年金実務を行う上で、企業年金連合会が提供しているサービスはなくてはならない存在であり、様々な仕組みを活用することで、効率的な事務運営が実現可能となります。

また、2024（令和 6）年 12 月からは iDeCo の拠出限度額を管理するために、企業年金連合会が提供する「企業年金プラットフォーム」での運営が開始されることとなっていますので、企業年金連合会には、ますます DB のコントロールタワーとしての役割が期待されます。

今回、本題で取り上げた内容は、企業年金連合会が提供するサービスの活用方法の一部をご紹介したのですが、企業年金連合会では、他にも様々なサービスを提供されていますので、ぜひご確認をお願いいたします。特に企業年金連合会の会員である DB におかれましては、企業年金連合会が提供するサービスの更なる活用により、一層の効率的な事務運営の実現につながるものと考えます。

<ご参考資料>

通算企業年金のおすすめ（企業年金連合会ホームページ）

<https://www.pfa.or.jp/tsusan/index.html>

企業年金ネットワークについて（企業年金連合会ホームページ）

<https://www.pfa.or.jp/kanyu/nenkinnet/index.html>

情報収集等業務に係る情報提供（企業年金連合会ホームページ）

<https://www.pfa.or.jp/activity/joho/index.html>

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 須江 崇）

確定給付企業年金制度における老齢給付金の支給繰下げについて

今回のコラムのテーマは、「確定給付企業年金制度（DB制度）における老齢給付金の支給繰下げ」に関する、信託銀行の担当者「Aさん」と、その上司「B課長」とのディスカッションです。

A さ ん：DB制度を実施しているお客さまから「当社のDB制度では老齢給付金を一律60歳支給開始としているが、支給を繰下げることは可能か？」と質問がありました。脱退一時金の支給を繰下げることが可能であることは理解していましたが、老齢給付金の支給を繰下げることが可能か否かについては調べたことがありませんでした。確定給付企業年金法（DB法）を確認したところ、繰下げることは可能なようですが、そもそも老齢給付金の支給を繰下げることにどのようなメリットがあるのだろうかと考え込んでしまいました。老齢給付金の支給繰下げをDB制度に定めることを希望するお客さまは、どのようなことを期待しているのでしょうか？

B 課 長：そうだね。Aさんの言うように、老齢給付金の支給を繰下げることができることはDB法第37条第1項に定められていますね。

（支給の繰下げ）

第三十七条 前条に規定する老齢給付金の支給の要件を満たす者であつて老齢給付金の支給を請求していないものは、規約で定めるところにより、事業主等に当該老齢給付金の支給の繰下げの申出をすることができる。

2 前項の申出をした者に対する老齢給付金の支給は、前条第一項の規定にかかわらず、規約で定める時から始めるものとする。

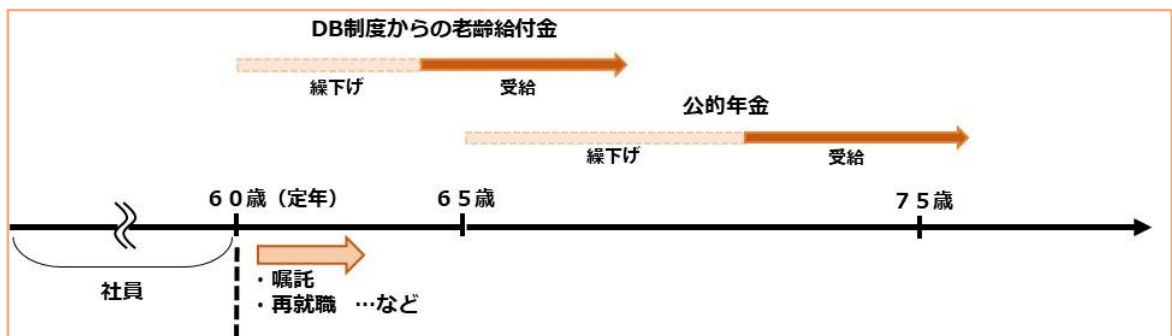
お客さまの期待していることとしては、例えば次のようなことが考えられるんじゃないかな。間もなく定年を迎えてDB制度からの老齢給付金の支給要件を満たし、老齢給付金を受給することができる加入者がいたとする。

（前提条件）

- (1)就業規則に「社員」という身分が定められており、その「社員」のみがDB制度の加入者である。
- (2)「社員」の定年は就業規則に定められており、「60歳」である。
- (3)継続雇用制度が設けられており、定年後、「65歳」まで嘱託として勤務することができる。
- (4)DB制度以外の私的年金は実施していない。

その加入者が、定年到達後に継続雇用制度を利用し嘱託として勤務する場合、定年で退職し別の会社に再就職する場合、定年退職後に自営業を新たに始める場合、定年退職後は就労しない場合といったように、定年到達後のライフプランは複数考えられる。こういったところから、老齢給付金の支給繰下げを設定したいというニーズが出てくるんじゃないかな（【図】）。

【図】



また【図】に併せて公的年金の繰下げ受給の例も示しているけど、公的年金も併せて考えると、老齢給付金の支給繰下げを設定することで、より個々人の定年到達後の受給プランの選択肢が

広がることを見てとれるね。

A さ ん：なるほど。定年後も引き続き勤務するという働き方が浸透してきている今、個々人のライフプランに合わせて、DB制度からの老齢給付金の受給開始タイミングを選択したいというニーズが出てくるのも頷けますね。

B 課 長：そうだね。それと、「いつまで繰下げることができるか」は法令上「特に制限がない」という点には注意しておきたいね。このことは、「繰り下げ期間の終了時点については、規約上任意に定めることが可能であること。」と厚生労働省が提示している確定給付企業年金規約例の留意事項欄に記載されているよ。つまり、「実施事業所（※1）に厚生年金保険の被保険者として使用されている間（①）」や「65歳に達する日の属する月まで（②）」等とすることもできる。もちろん、他の定め方も可能だよ。（※1）ここでいう実施事業所とは本DB制度を実施している実施事業所のこと。

A さ ん：先ほどの例で考えると、定年到達後に継続雇用制度を利用し、嘱託として継続勤務したのち退職する場合は①のように繰下げ期間を定め、②のように定める場合は、定年退職後別の会社に再就職した場合等で、定年到達から一定期間老齢給付金を繰下げることができるように定める場合ということですね。

B 課 長：継続雇用制度を利用し嘱託として継続勤務した後、退職する場合は必ず①でないといけないというわけではないよ。②のように繰下げ期間を定めても、実質的には同じという場合もあるからね。

A さ ん：確かにそうですね。老齢給付金の支給の繰下げを設定することは任意だと思いますが、そうすると、いつまで繰下げることができるか、そもそもDB規約に定めるかまで含めて労使間でしっかり協議する必要が出てくるということですね。あともう一つお聞きしたいのですが、脱退一時金の支給の繰下げに関しては繰下げ期間中、利息を付与するか否かは労使間の協議の中で決定することだと思いますが、老齢給付金の支給の繰下げに関しても同様と考えてよいですか？

B 課 長：そうだね。その認識で間違いはないよ。下に「老齢給付金の支給の繰下げ」をDB規約に定める場合の条文例（※2）を示してあるから確認しておくといいよ。

A さ ん：ありがとうございます。

（支給の繰下げ）

第●条 老齢給付金の受給権者であって、老齢給付金の支給を請求していない者は、事業主に、**65歳に達する日の属する月まで**当該老齢給付金の支給を繰下げをすることを申し出ることができる。

2 前項の申出をした老齢給付金の受給権者に対する老齢給付金の支給は、第▲条第■項の規定にかかわらず、支給の繰下げが終了する月の翌月から始める。

3 第1項の申出をした老齢給付金の受給権者に支給する老齢給付金の額は、前条の規定にかかわらず、前条の規定により算定される額に老齢給付金の支給要件を満たした日（老齢給付金の支給要件を満たした日において加入者である場合は、加入者の資格を喪失した日）の属する月の翌月から支給の繰下げを終了した日の属する月までの期間に応じて別表第◆に定める率を乗じて得た額とする。

（※2）給付の額の算定方法：給与比例方式／繰下げ可能期間：65歳に達する日の属する月まで／繰下げ期間中の利息の付与：あり

（信託年金営業部 インサイドビジネス室 宇野 匡範）

メールマガジンをご希望のお客さま

りそな年金研究所では、企業年金ノートやりそな年金トピックスなどの各種年金制度に関する情報発信を、メールマガジン形式(無料)でご案内しております。受信をご希望されるお客さまは、企業年金ネットワーク（こちら→ <https://resona-nenkin.secure.force.com/>）の「お知らせ」「メールマガジンをご希望のお客さま」に添付の登録依頼書に必要事項をご記入・ファイル添付のうえ、タイトルを「メールマガジン登録希望」として、以下のメールアドレスに送信してください。
ご登録についての詳細につきましては、りそな年金研究所までお問い合わせください。

TEL: 06-6268-1750 送信先 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

企業年金ノート 2023(令和5)年6月号 No.662

編集・発行：株式会社りそな銀行 信託年金企画部 りそな年金研究所

〒540-8610 大阪府大阪市中央区備後町 2-2-1

TEL: 06-6268-1750 E-mail: Pension.Research@resonabank.co.jp

りそな銀行ホームページ(企業年金・iDeCoのお客さま): <https://www.resonabank.co.jp/nenkin/index.html>

りそな企業年金ネットワーク: <https://resona-nenkin.secure.force.com/>

